

令和3年度「貨物自動車用ヒーター」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

- (1) 1次受付期間 令和3年10月1日～令和3年10月29日
予算オーバーの時は、先ずアンケート提出者を優先し、次に先着順で決定します。
- (2) 2次受付期間 令和3年11月1日～令和3年12月24日
1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。(先着順受付)
予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。
***申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

令和3年4月1日から令和4年2月25日の間に、**新品機器を購入(現金・割賦販売)**または**リース**で装着する会員事業者で、その際の導入費用(含む装着費、除く消費税)に対し助成を行う。

3. 対象機器・車両

- (1) エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用暖房機器のエアヒーターで全ト協が認めたもので別表の「助成対象貨物自動車用ヒーター一覧表」のとおりとする。
- (2) 装置を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用(緑ナンバー)貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

- (1) 助成額 機器1台当り **導入費用の2分の1**で限度額は、**上限60,000円**とする。
- (2) 予算枠 全ト協、車載バッテリー式冷房装置と合わせて36万円
(全ト協の助成金のみで、交付金の助成金はありません。)
- (3) 助成条件
国からの補助金が交付された装置に対しては、助成対象外となります。

5. 申請時提出書類

- ①貨物自動車用ヒーター助成金交付申請書(様式1)
- ②導入する機器メーカー名・機器名称・型式・数量・金額(単価と総額、除く消費税)等が記載された見積書(写)

6. 交付決定

貨物自動車用ヒーター助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

7. 実績報告期限 導入・支払完了後2か月以内

最終報告期限：令和4年2月28日(月)

- 提出書類
- ①貨物自動車用ヒーター導入助成事業実績報告書(様式3)
 - ②貨物自動車用ヒーター装着証明書(様式4)
 - ③誓約書(様式5)
 - ④請求書(写)…機器の名称・型式・数量・金額(単価と総額、除く消費税)の記載があるもの
 - ⑤領収を確認できるもの(領収書等(写))…請求書と同額なもの(リース・割賦販売の場合も販売会社が発行したリース会社等宛のものがが必要です。)
 - ⑥リース契約書・割賦販売契約書(写)…機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載のあるもの
 - ⑦装着自動車検査証(写)

8. 申請をされる方は、貨物自動車用ヒーター導入助成金交付要綱(次ページ又は鳥ト協ホームページ掲載)を必ずお読み下さい。

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694

貨物自動車用ヒーター導入助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会
改正 平成 30 年 3 月 23 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が、貨物自動車用ヒーターを導入する際、鳥ト協がその代金の一部を助成することとし、環境対策推進事業の一貫として、アイドリングストップ運動の推進に努めることを目的とする。

(対象機器)

第 2 条 対象となる機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用暖房機器のエアヒーターで、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が認めたものとする。

(助成対象)

第 3 条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、新品機器を現金もしくは割賦販売での購入またはリースで装着する会員事業者の、その際の導入費用（含む装着費・除く消費税）に対し助成を行う。

(装着対象車両)

第 4 条 機器を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第 5 条 助成金は全ト協が交付し、機器 1 台当たりの助成金の交付額は、機器の導入費用の 2 分の 1 とし、6 万円を限度とする。
ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

(助成の上限台数)

第 6 条 1 事業者に対する助成台数は、その都度定める。

(交付申請)

第 7 条 会員事業者は、様式 1 の「貨物自動車用ヒーター助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。
ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。
2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第 8 条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めたときは、様式 2 の「貨物自動車用ヒーター助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。
2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第 9 条 会員事業者は、機器の導入が完了したときは、様式 3 の「貨物自動車用ヒーター導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式 4 の「貨物自動車用ヒーター装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。
2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第 10 条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、申請者へ交付した後、全ト協へ助成金を請求する。

(助成金の返還)

第 11 条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。
(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(申請の変更・取下げ)

第12条 交付決定後、会員事業者は、申請内容を変更するときは、「貨物自動車用ヒーター助成金交付申請変更届」を、また申請を取下げるときは、様式6「貨物自動車用ヒーター助成金交付申請取下届」を鳥ト協へ提出しなければならない。

(機器の処分制限)

第13条 会員事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 会員事業者は、前項による処分が行われたときは、鳥ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

また、全ト協が定めたアイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱・要領・実施細則も適用する。

附則

本要綱は平成18年11月1日より施行する。

平成24年10月5日 一部改正

第1条・第2条・第3条・第4条・第5条・第7条・第9条・第10条・第11条・第12条・第13条・第14条

平成25年5月13日 一部改正

第1条、第3条、

平成28年5月24日 一部改正

第13条、第14条

平成29年5月24日 一部改正(平成29年4月1日施行)

第5条、第11条、第12条、第13条、第14条

平成30年3月23日 一部改正(平成30年4月1日施行)

第13条第2項

別 添

アイドリングストップ支援機器一覧(エアヒーター装置)

令和3年6月1日現在

◎エアヒーター

メーカー名	機器名・型式
ペバストサーモアンド コンフォートジャパン	エアヒーター AT2000ST
	ペバストヒーター AT2000STC
エバスベヒャー ミクニ クライメットコントロール システムズ	エアトロニック D2L
クロコアートファクトリー	BRANO エアヒーター ATESO ALFA D2